

1 宮崎県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類		条例対象事業の規模要件	環境影響評価法対象事業の規模要件（参考）	
			第1種事業	第2種事業
道路	高速自動車国道		すべて	
	一般国道	4車線以上かつ長さ5km以上	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5~10km
	林道	2車線以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15~20km
	その他の道路	4車線以上かつ長さ5km以上		
河川	ダム、堰	湛水面積50ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha
	湖沼水位調節施設		改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
	放水路	改変面積50ha以上	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
鉄道	新幹線鉄道		すべて	
	普通鉄道、軌道	長さ5km以上	長さ10km以上	長さ7.5~10km
飛行場		滑走路の長さ1,250m以上	滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875~2,500m
発電所	水力発電所	出力1.5万kW以上	出力3万kW以上	出力2.25万~3万kW
	火力発電所	出力7.5万kW以上	出力15万kW以上	出力11.25万~15万kW
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力1万kW以上	出力7,500~1万kW
	原子力発電所		すべて	
	太陽電池発電所	面積35ha以上 (令和3年10月1日~)	出力4万kW以上 (令和2年4月1日~)	出力3万~4万kW (令和2年4月1日~)
	風力発電所	出力5,000kW以上	出力5万kW以上 (令和3年10月31日~)	出力3,75万~5万kW(注) (令和3年10月31日~)
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積30ha以上	埋立面積25~30ha
	ごみ焼却施設	処理能力100t/日以上		
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上		
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積25ha以上	埋立面積50ha超	埋立面積40~50ha
	土地改良事業	埋立面積25ha以上		
土地区画整理事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
新住宅市街地開発事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
新都市基盤整備事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
流通業務団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
工業団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
住宅団地造成事業		面積50ha以上	面積100ha以上	面積75~100ha
農用地造成		面積250ha以上		
工場・事業場建設（製造業、ガス製造・供給業、熱供給業）		最大排出ガス量10万m <sup>3</sup> /時以上又は、平均排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上		
レクリエーション施設	用地造成	面積50ha以上		
	ゴルフ場	18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上		
養豚場		豚房面積7,500m <sup>2</sup> 以上又は、増設後の総豚房面積15,000m <sup>2</sup> 以上		
土石・砂利採取		面積50ha以上		
上記以外の土地造成事業		面積50ha以上		
港湾計画		埋立・掘込み面積合計150ha以上	埋立・掘込み面積合計300ha以上	

(注) 令和4年9月30日までの経過措置として、7,500kW以上37,500kW未満の風力発電所については、経済産業大臣の判定により環境影響評価の実施が必要となる場合がある。